



地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

☎ 高齢者支援課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4831 FAX 0538-37-6495

高齢者が安心して暮らせる地域を目指して

高齢者が地域で安心して生活できるように、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士、保健師などの資格を持った職員が、市民の皆さんのさまざまな相談に応じます。

講座の開催や高齢者のお宅訪問などもしています

地域包括支援センターは、認知症や在宅介護、看取りについて考える講座などを開催することで、地域の皆さんと介護・医療の専門機関との連携を図り、幅広い包括的な地域のネットワークづくりを進めています。

また、職員が地域の高齢者のお宅へ訪問し、いつまでも健康に暮らし続けられるようアドバイスをしたり、専門機関を紹介したりすることで、要介護状態となることを未然に防ぎ、介護予防の支援をしています。

出張相談を始めました

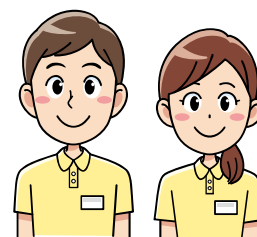
城山・向陽、中部、豊田地域包括支援センターでは、交流センターなどで出張相談を行っています。日時などはお問い合わせください。

例えば、こんな心配ごとはありませんか？

- ・今の健康を維持するにはどうしたらよいか
- ・どうしたら介護サービスを受けられることができるか
- ・認知症の家族にどう接したらよいか

日々の生活での困りごと、心配ごとなど、お気軽にご相談ください。

お気軽にご相談ください



地域包括支援センター（市内7カ所）

開所時間／月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、休日、年末年始を除く）

センター名	ところ	担当地区	問い合わせ先
城山・向陽地域包括支援センター	見付交流センター駐車場内	城山中学校区 向陽中学校区	☎0538-36-4865 FAX0538-36-4603
中部地域包括支援センター	i プラザ 1 階	磐田第一中学校区 神明中学校区	☎0538-37-1060 FAX0538-37-0550
南部地域包括支援センター	急患センター 1 階	南部中学校区	☎0538-36-8900 FAX0538-36-8001
豊岡地域包括支援センター	豊岡支所 1 階	豊岡中学校区	☎0539-63-0500 FAX0539-63-0505
豊田地域包括支援センター	アミューズ豊田内	豊田中学校区 豊田南中学校区	☎0538-36-1300 FAX0538-36-1301
竜洋地域包括支援センター	竜洋支所 1 階	竜洋中学校区	☎0538-66-9221 FAX0538-66-9222
福田地域包括支援センター	福田支所 1 階	福田中学校区	☎0538-58-3242 FAX0538-58-3243

新婚さんの新生活を応援！

☎ 0538-3714896
FAX 0538-3714631

問 ども未来課（iプラザ3階）
0538-3714896
0538-3714631

結婚新生活支援事業助成金制度が始まりました

磐田市で新生活をスタートする世帯を応援するため、夫婦ともに39歳以下の新婚世帯の方へ、新居の取得・賃貸・引っ越しにかかる費用を補助する制度が始まりました。

▼助成対象となる費用

- ① 市内に住宅を購入または新築する際に要した費用
- ② 住宅を賃貸する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ③ 引っ越し業者または運送業者に支払った費用
- ④ 住宅のリフォーム費用

①から④を合算した額のうち、婚姻日において夫婦の年齢の高い方が29歳以下は60万円、30歳以上39歳以下は30万円が助成上限額となります。

▼助成対象世帯

- 令和4年1月以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下であること
- 夫婦の令和3年中の所得の合計額が400万円未満であること（ただし、婚姻を機に離職し申請時において無職の方の所得は算入しません）

※このほかの条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください

▼申請の方法

申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要な書類を添えて、直接または郵送（ども未来課 〒4338-0077 国府台57-7）へ。

▼申請の期限

令和5年3月31日（金）まで
※応募が多数の場合、年度途中でも事業が終了となることがあります

育児サポーターを派遣します

☎ 0538-3714896
FAX 0538-3714631

問 ども未来課（iプラザ3階）
0538-3714896
0538-3714631

子育て相談員を「育児サポーター」に改名

磐田市では、妊娠から安心して子育てができるように育児サポーター派遣事業を実施しています。

令和4年度から双子などの多胎児を妊娠、出産された妊産婦の利用期間と利用期間を拡充しました。

▼利用できる方

市内に住所がある妊産婦で、家族などから育児支援を受けることができない方

※同居のご家族が就労などで日中、不在の場合も対象になります

▼サービス内容

- 沐浴介助、赤ちゃんのお世話（ミルク授乳、おむつ交換など）
- ママの仮眠時など、休息中の乳児の見守り
- 市の乳児教室や市内の医療機関受診、子育て支援センターの初回利用時の同行
- 育児相談

▼利用期間

出産予定日の6週間前から出産後120日。多胎児妊婦は、産前14週間から出産後240日

▼利用時間

30時間（多胎児は60時間）
※1回の利用時間は、おおむね2時間以内ですが、事前にご相談ください

▼訪問時間

月曜から金曜（祝日、年末年始除く）午前9時30分～午後4時30分

▼料金

無料

▼申請の期限

出産予定日の4カ月前から派遣希望日の1週間前まで

▼申請・相談先

直接または電話でひと・ほんの庭にこっと（☎36-3162）へ。
月曜から金曜（祝日、年末年始除く）午前9時30分～午後5時



令和3年度予算執行状況

予算の執行状況

() 内は執行率

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	769億5,450万円	663億3,559万円 (86.2%)	660億8,124万円 (85.9%)
特別会計 (国民健康保険・介護保険など)	325億9,310万円	301億2,074万円 (92.4%)	285億9,117万円 (87.7%)
公営企業会計 (上下水道事業・病院事業)	366億7,493万円	322億7,580万円 (95.3%)	348億4,352万円 (95.0%)

市の財産状況

※基金とは、条例に基づいて積み立てた市の貯金のことです

区分	現在高	
	土地	建物
土地	514万1,125㎡	
建物		51万41㎡
基金*	157億1,926万円	
有価証券	8億8,538万円	

種類	現在高	
	一般会計	特別会計
一般会計	507億5,941万円	
特別会計		2億9,771万円
公営企業会計	437億7,507万円	
一時借入金		0円

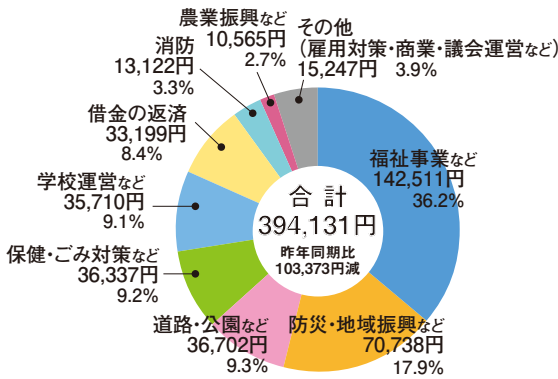
地方債・一時借入金
の現在高

市では条例に基づき、市の財政状況を年2回公表しています。
令和3年度下半期(令和4年3月31日現在)の予算執行状況をお知らせします。

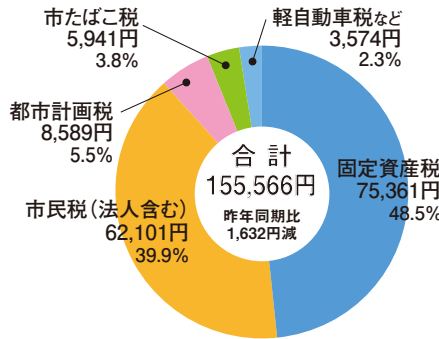
問 財政課 (本庁舎4階)

FAX 0538137371
0538148836

一人当たりに使われた金額 (一般会計)



一人当たりの市税負担額 (一般会計)



市内中小企業向け各種支援

問 産業政策課 (西庁舎1階)

FAX 053813715013
053813714904

会社のお悩み・お困りごとをご相談ください

販売力強化補助金

中小企業などが新たな取り組みとして実施する、一般消費者向け新製品・新サービスの開発や販路開拓などの経費の一部を補助します。
※事業完了後、概ね1年間のうちに新たな売り上げを見込むものが対象となります

▼対象者

市内に事業所を有する中小企業者など(小規模事業者、個人事業主含む)

▼対象事業

①新製品・新サービス開発事業(採択制)【第2次募集期間】7月1日(金)～8月12日(金) ②販路開拓事業【随時募集】

▼補助金額

対象経費の3分の1(①は100万円、②は国内10万円、国外30万円を上限とする)



▲詳細はこちら

磐田版おせっかいとは

市内企業の皆さんから課題やニーズを伺い、静岡県よろず支援拠点の専門家と共に、解決に向けた個別支援を行っています。

静岡県よろず支援拠点とは

経済産業省が設置した中小企業、小規模事業者を対象とする無料の経営相談所です。

まずは連絡してください

専門家に相談を希望される方は、事前に産業政策課へご連絡ください。

相談内容の一例

販路開拓、WEBマーケティング、IoT・AI・ロボット(生産性向上)現場改善(5S)、創業、事業計画業務改革、補助金関係



▲事例集はこちら

「消費生活センター」をご存知ですか

問 市民相談センター（本庁舎1階）
 ☎ 0538-3714746
 FAX 0538-3912262

消費生活で困ったときはご相談ください

消費生活センターでは、消費生活相談員が、モノやサービスの売買に関する相談にのり、助言や情報提供を行います。近年は消費生活を取り巻く環境が多様化し便利になった反面、悪質商法や架空請求の手法が巧妙化・複雑化し、市内でも被害が後を絶ちません。被害に遭ったり、疑問を感じたら、一人で悩まず早めに相談してください。

相談できる方

- ◎市内在住の方
- ◎他市区町村にお住まいで、市内在住者について相談をする方
- ◎市内の学校や事業所などに通学または通勤している方

右記に当てはまらない方は、お住まいの地域の消費生活相談窓口または消費者ホットライン（☎1888）にお問い合わせください。

相談の流れ

◎相談の受付

消費者と事業者との間のトラブル

に関する相談を、電話または窓口で受け付けます。事業者から受け取った契約書などの書類やメモ書き、申込画面のスクリーンショットなど、相談の参考となるものをご用意ください。相談内容をまとめておくことムズです。ただし、人間関係のトラブルや個人間の売買、事業者からの相談などは受け付けできません。

◎対処方法のアドバイス

解決策や事業者との交渉方法のアドバイスをを行います。必要に応じて、相談員が間に入って仲介を行うこともあります。

◎専門機関などの紹介

専門知識を必要とする案件など、解決が難しい場合は、弁護士による法律相談や専門機関による相談窓口を紹介します。

問い合わせ先

消費生活センター ☎0538-3712113 平日午前8時30分〜午後4時（祝日・年末年始を除く）

情報公開制度を活用の方へ

問 市民相談センター（本庁舎1階）
 ☎ 0538-3714746
 FAX 0538-3912262

より開かれた市政を目指して

情報公開制度とは

情報公開制度とは、市民参加による開かれた市政を推進するため、市が管理している公文書を請求などに基づき公開するものです。この制度により、市では市政に対する市民の信頼性の確保や市政の透明性の向上、市民参加の充実に努めています。

令和3年度の請求などの件数は、122件で、全部公開が50件、一部公開が50件、非公開が12件、不存在が10件でした。なお、決定に対する不服申し立てはありませんでした。公文書は公開が原則ですが、法律で公開が禁止されているものや個人を特定できる情報（個人情報）など、公開できないものもあります。

公文書を請求できる方

- ◎市内に住所のある方
- ◎市内に事務所、または事業所がある個人および法人、その他の団体

- ◎市内の学校や事業所などに通学または通勤している方
- ◎市が行う事務事業に具体的な利害関係のある方

これら以外の方から公開の申し出があった場合であっても、できる限り対応するよう努めています。

公開の手続き

所定の書式（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、市役所本庁舎1階の市民相談センターへ請求または申し出をしてください。原則として請求などの日から15日以内に公開するかどうかを決定し、ご連絡します。

手続きや閲覧は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、費用が必要となります。

なお、請求に対して公開しないとの決定については、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。



移住・就業支援金を支給します

（問）政策推進課（本庁舎4階）

TEL 0538-374805
FAX 0538-368954

東京圏からの移住を支援！

磐田市では、東京23区の在住者または東京圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）在住で23区への通勤者が、磐田市内に移住し、静岡県が選定した中小企業に就職した場合などに、支援金を支給します。

移住要件

次の①と②の両方にあてはまる方
① 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、「23区内に在住」または「東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、23区内へ通勤など」していた方
② 移住する直前に、連続して1年以上、「23区内に在住」または「東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤など」していた方

支給額

1世帯100万円
（単身の場合は60万円）

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算

申請受付期限

令和5年1月31日(火)

対象者

移住要件と就業要件を満たす方のうち、次の①と②の両方にあてはまる方
① 申請時に移住から3カ月以上1年以内である方
② 申請後5年以上継続して磐田市へ居住する意思がある方

就業要件

静岡県がマッチングサイトに移住・就業支援金の対象として掲載する企業に新規就業した方 ほか

※その他の「就業要件」、申請方法など詳しくは、[市ホームページ](#)をご覧ください。また、[政策推進課](#)へお問い合わせください。

土のうステーションを設置します

（問）道路河川課（西庁舎2階）

TEL 0538-374808
FAX 0538-32313948

大雨に備えて安心

近年、短時間で局地的に大雨が降るゲリラ豪雨や、台風などによる浸水被害が発生しています。被害を抑えるためには、市民の皆さんにも自ら行動していただくことが重要です。

市では、大雨に備え各自で土のうを作って持ち帰ることのできる「土のうステーション」を市役所本庁舎北側と各支所に設置しています。

土のうステーションの使い方

- ▼ 受付場所です申請書を記入し、その場で土のう袋を渡します。一度の申請につき、一世帯当たり20袋を上限とします
- ▼ 作成場所を案内します。土のうの管理や処分は各自でお願いします。返却は受け付けていません
- ▼ 利用料はかかりません
- ▼ 土のう作製は安全のため原則、受付時間内に利用してください。荒天時や夜間の利用は禁止します
- ▼ 浸水対策のために利用してください



▲本庁舎北側に設置された土のうステーション

申請受付・設置場所

道路河川課（西庁舎）	TEL 0538-37-4808
福田支所市民生活課	TEL 0538-58-2370
竜洋支所市民生活課	TEL 0538-66-9100
豊田支所市民生活課	TEL 0538-36-3150
豊岡支所市民生活課	TEL 0539-63-0020

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※月～金曜日（祝日、年末年始除く）

門・塀・擁壁ようへきなど設置する際のルール

敷地のセットバック部分は道路扱い

建築基準法では、建設行為を行う際、接する道路の幅員が4メートル未満の場合、セットバックする必要があります。敷地の道路境界線と後退線の間(セットバック部分)を道路とみなします。そのため、その敷地の所有者であっても、セットバック部分を自由に利用することはできません。

緊急車両などの通行や、災害時に避難路として機能するように、セットバック部分に塀や擁壁などをつくることはできず、あくまでも道路として使用される土地となります。

このような幅員が4メートル未満の道路のことを「2項道路」や「みなし道路」と呼び、これらに該当するかは、建築住宅課にお問い合わせください。

現在、セットバック部分に門・塀・擁壁などがある場合

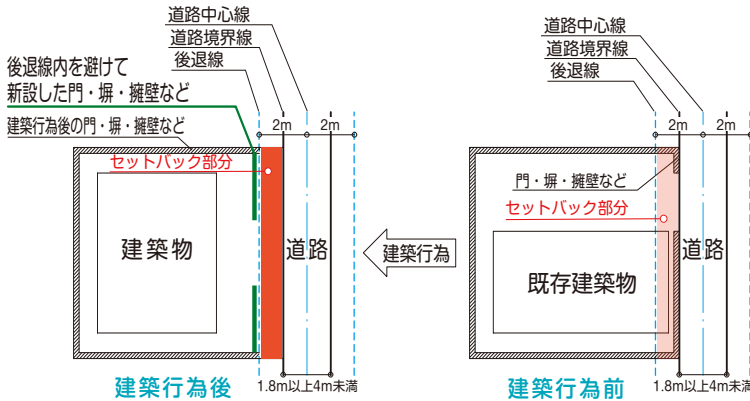
建築行為を行う際にそれらを撤去しなければなりません。道路に面する危険なブロック塀を撤去する場合の

(問)建築住宅課(西庁舎2階)

TEL 0538-374899
FAX 0538-332050

補助制度があります。撤去する前に建築住宅課へご相談ください。

接する道路が幅員4メートル未満の場合に建築行為をするイメージ図



樹木所有者の皆さんへ

道路に張り出している樹木などの適正な管理を

個人の所有地から樹木や生垣、草などが道路に張り出し、車両や歩行者などの通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。それらが原因となり車両や歩行者などに事故が発生した場合は、樹木などの所有者が責任を問われることがあります。所有する樹木などの適正な管理をお願いします。

作業時の注意事項

①電線や電話線がある箇所の作業は、事前に最寄りの中部電力(株)営業所またはN.T.T支店に連絡し、作業を行ってください。

②作業時は、通行する歩行者や自転車などの安全確保と樹木からの転落などに十分ご注意ください

(問)道路河川課(西庁舎2階)

TEL 0538-374808
FAX 0538-3213948

磐田市危険木除去事業費補助制度のご案内

樹木の所有者に対し、倒木により道路交通の危険となる恐れがある樹木を根元から除去するのに掛かった費用を補助する制度です。申し込みなど詳しくは、道路河川課へお問い合わせください。

▼対象となる樹木

木の高さがおおむね10メートル以上、かつ幹の太さが胸高で20センチ以上ある樹木で、倒木により市道をふさぐなど交通の支障となる恐れのあるもの。

▼補助金額

樹木の所有者等が樹木を除去するのにかかる費用のうち、経費の2分の1以内で上限20万円

▼注意事項

- ・剪定や枝払いが対象となりません
- ・除去作業後の申請は受け付けていません。事前に道路河川課へ対象の可否について確認後、申請してください

